

春日部市公民館運営審議会傍聴取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、春日部市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、5人とする。

(傍聴の手続等)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、春日部市附属機関等の会議の公開に関する要綱（以下「要綱」という。）第9条第1項の規定に基づき、傍聴人受付簿（要綱様式第3号）に住所及び氏名を記載し、傍聴券（要綱様式第4号）の交付を受けなければならない。なお、傍聴席に、児童又は乳幼児の同伴を希望する場合は、必ず、受付けの際にその旨を申出るとともに、会議の議長（以下「議長」という。）の許可をあらかじめ受けなければならない。

2 傍聴の受付けは、審議会の開催当日、開催場所において、開催定刻15分前から会議開始時間前までの間に行うものとする。

3 傍聴の申出をした者が前条に規定する定員を超えた場合は、先着順により決定するものとする。

4 会議開始後の傍聴希望者の取扱いについては、これを許可しないものとする。

(報道関係者の傍聴に係る手続等)

第4条 報道関係者は、取材等のため会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ許可を受け、前条第1項の手続きを行わなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、会議を傍聴するときは、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

3 写真撮影、録音をするときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議の運営に支障を来さないこと。

(2) フラッシュは使用しないこと。

(3) 傍聴人を撮影する場合は、必ず傍聴人の許可を得ること。

(傍聴人・報道関係者の退場)

第5条 議長は、会議の進行上必要があると認めたときは、傍聴人及び報道関係者に対し傍聴の不許可又は退場を命ずることができる。

(その他)

第 6 条 この要領及び要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成 3 0 年 7 月 6 日から施行する。